

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

イベント等の開催制限

- 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。
また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を認定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を**100%とすることを基本とする。**
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を**100%とすることを基本とする。**
この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

北海道におけるイベントの開催制限について

収容率上限を100%とすることを基本とする

変更前

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

変更後

感染防止安全計画	人数上限	収容率
策定なし	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
策定あり	収容定員まで	

※感染防止安全計画の策定等による**基本的な感染対策の実施が前提**

※緊急事態措置区域及び重点措置区域はこれまでどおり「大声あり50%以内、大声なし100%以内」